

# 白山砂防の概要

## ● 牛首川流域の砂防

牛首川流域の砂防事業は、大正元年に石川県により甚之助谷、柳谷での山腹工の施工が発端となった。

昭和2年から国による直轄工事が始まり、甚之助谷上流において荒廃溪流を治める工法として、高さ5m前後の階段式石積み堰堤群を我が国で初めて試みた。

昭和9年7月の豪雨によって、牛首川本川上流部の別当谷などで崩壊が起こり、本川の河床に莫大な土砂が堆積した。このため、堆積土砂の二次的流出による下流の災害を未然に防止するために、本川および他の荒廃溪流にも砂防堰堤を施工することになった。

戦後は、下流部への有害な土砂の流下を防止することと、土石流が発生しやすい場所における土砂調節を目的とした大型堰堤の建設を、重点事業として取り組んだ。その結果、昭和26年に風嵐砂防堰堤、昭和29年に市ノ瀬砂防堰堤などが完成した。

昭和55年に手取川ダムが完成すると、ダム湖が土砂で埋没されずに貯水容量を長く保つためにも牛首川の砂防施設は必要となり、ダムへの流入土砂抑制の観点から不透過型堰堤の整備を進めてきた。また、近年では昭和9年の大規模な土砂流出対策として、赤岩砂防堰堤群改築によるスリット化を進めている。



柳谷導流落差工(平成19年11月竣工)

## ● 白山砂防の登録有形文化財

### 登録有形文化財とは

平成8年10月1日に施行された文化財保護法の一部を改正する法律によって、保存及び活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物を文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する「文化財登録制度」が導入された。

この登録制度は、近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受けるまもなく消滅の危機に晒されている多種多様かつ大量の近代等の文化財建造物を後世に幅広く継承していくために作られたものである。これは、届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じる制度であり、従来の指定制度(重要なものを厳選し、許可制等の強い規制と手厚い保護を行うもの)を補完するものである。

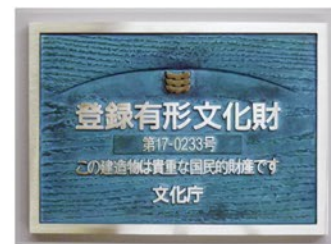
### 登録基準

建築物、土木構造物及びその他の工作物(重要文化財及び文化財保護法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く)のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、次の各号の一に該当するもの。

- (1)国土の歴史的景観に寄与しているもの (2)造形の規範となっているもの (3)再現することが容易でないもの

### 登録有形文化財に登録された施設

(1) 甚之助谷第2号谷止工	:(所在地) 白山市白峰	[登録日] 平成24年2月23日	所有者 石川県
(2) 甚之助谷上流第16号砂防堰堤	:(所在地) 白山市白峰	[登録日] 平成24年2月23日	所有者 石川県
(3) 甚之助谷砂防堰堤群(11基)	:(所在地) 白山市白峰	[登録日] 平成24年2月23日	所有者 石川県
(4) 柳谷第7号砂防堰堤	:(所在地) 白山市白峰	[登録日] 平成24年2月23日	所有者 石川県
(5) 御鍋砂防堰堤	:(所在地) 白山市尾添	[登録日] 平成24年2月23日	所有者 国土交通省



登録有形文化財プレート



登録有形文化財登録証

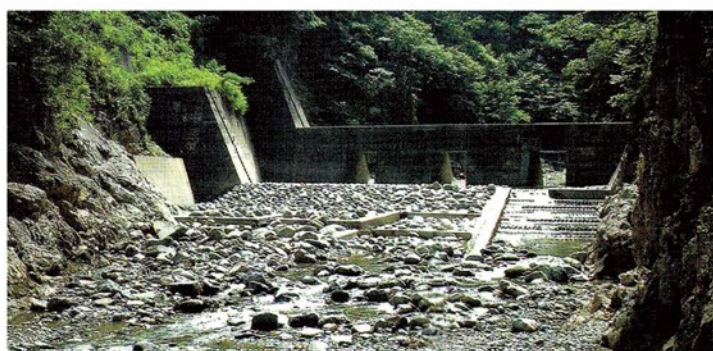




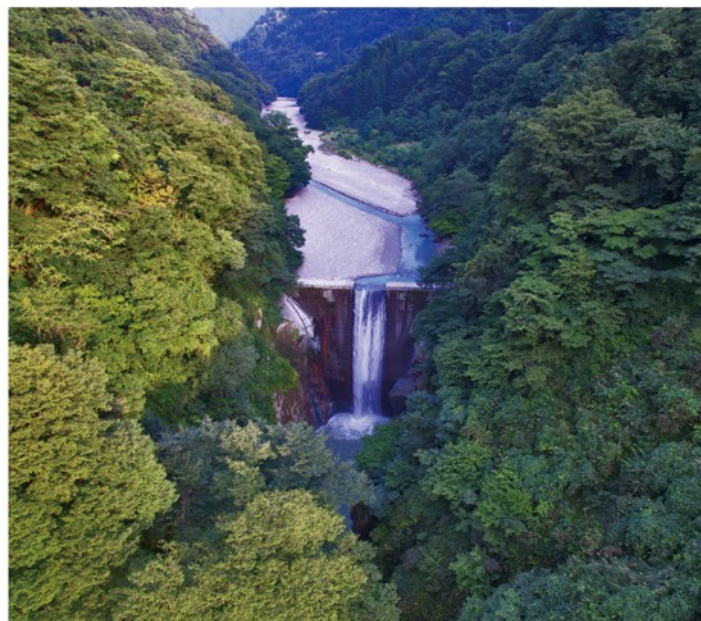
## ● 尾添川流域の砂防

尾添川の砂防工事は、昭和2年に石川県により、蛇谷、中ノ川、丸石谷川の各河川に砂防堰堤の建設を開始した。しかし、下流への土砂流出を防ぐにはより規模の大きい堰堤の建設が必要となり、昭和17年に国の直轄工事を開始した。この年に瀬戸、御鍋、猿花の砂防堰堤の建設に着手したが、第2次大戦の激化とともに一時中断した。瀬戸砂防堰堤は昭和27年、御鍋砂防堰堤は昭和31年、猿花砂防堰堤は昭和44年に完成した。その後、中ノ川下流砂防堰堤、雄谷砂防堰堤などを建設した。

昭和55年に手取川ダムが完成すると、牛首川筋から下流への土砂の供給が断たれたため、尾添川筋における砂防事業は、平常時に土砂を安定的に流下させるとともに、豪雨時の土砂の急激な流下を抑止することを基本とし、大暗渠などの透過型堰堤の整備を進めてきた。



尾添川第1号砂防堰堤（平成9年3月竣工）



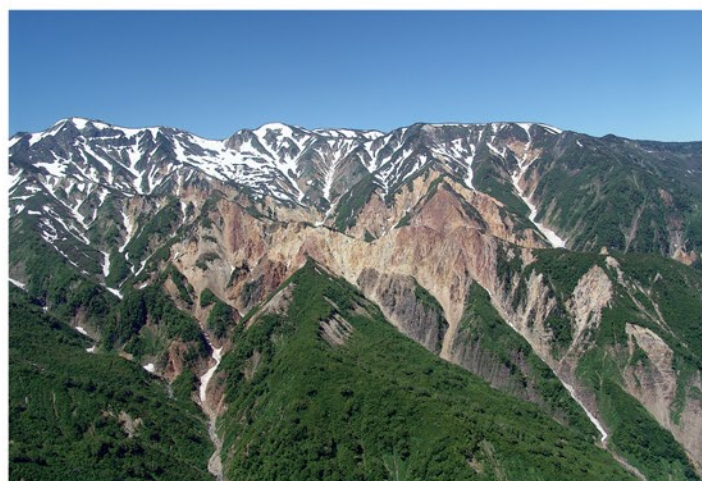
御鍋砂防堰堤（昭和31年3月竣工）

## ● 中ノ川流域

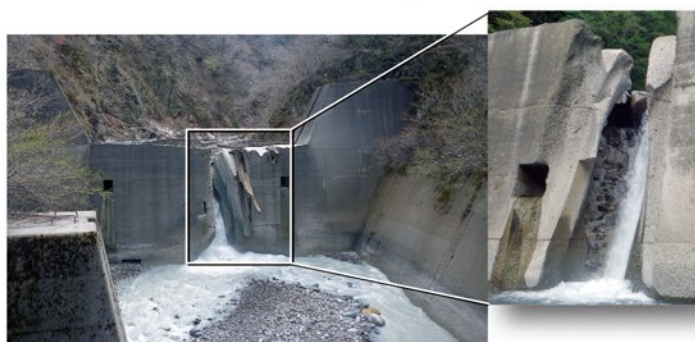
尾添川流域の中ノ川は、手取川水系砂防流域内で最も崩壊が激しく、特に中ノ川上流区間は、地すべりや崩壊発生の危険度の高い箇所が数多く存在することから、大規模な崩壊が発生しやすい状況にあると考えられている。

（写真1）

そのため、中ノ川上流の土砂生産域での大規模崩壊に伴う土砂流出に対して、道路・発電施設を含む保全対象等への土砂災害に対する安全度を確保するため、中ノ川流域の施設配置計画検討や老朽化及び損傷を受けている砂防堰堤（写真2）の機能保全を図る補強等の改築を平成25年より進めている。（写真3）



中ノ川上流 荒廃状況（写真1）



中ノ川第1号砂防堰堤 改築前損傷状況（写真2）



中ノ川第1号砂防堰堤 令和元年度本堤改築状況（写真3）